

## 特別顧問・特別参与が従事した職務の遂行に係る情報

議 題	新公会計制度アドバイザリー会議
日 時	平成28年3月22日(火) 15時52分～17時42分
場 所	府庁本館3階 市町村課分室
出 席 者	(特別顧問・特別参与)：小幡特別参与 武田特別参与 (職員等)：会計管理者兼会計局長 会計指導課 課長、課長補佐1名、主査3名、主事1名 財産活用課 主査2名
論 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過年度修正損益の対応について</li> <li>・リース会計の見直しにかかる調査の状況等について（報告）</li> </ul>
主 な 意 見	<p>資料1について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「Ⅱ 過年度修正損益の財務諸表上の表記について」中、3(2)処理方針、①における計上する収支区分は、特別収支としてはどうか。</li> </ul> <p>3(2)処理方針中、②における補足情報は、今後の過年度修正損益の規模にもよるが、補足情報を記載するという観点は重要。</p> <p>資料2-1について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイナンス・リース取引を判断する要件として、企業会計に準じて「リース料総額が、リース物件の見積購入価額の概ね90%以上である」という要件を追加してはどうか。</li> </ul>
結 論	<p>過年度修正損益の対応について（資料1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「Ⅰ 過年度修正損益の捉え方」に関しては、処理方針案のとおり運用する。</li> <li>・「Ⅱ 過年度修正損益の財務諸表上の表記について」に関しては、3(1)基本方針のとおり運用する。</li> <li>3(2)処理方針中、①の計上する収支区分は、特別収支とする（併せて、大阪府財務諸表作成基準を改正する）。</li> <li>3(2)処理方針中、②補足情報については、区分計上することを前提に、修正額の規模等をみながら、注記などの要否を含め対応する。</li> <li>・「Ⅲ 今後のスケジュールについて」に関しては、案のとおり平成27年度決算より適用する。</li> </ul>

	<p>リース会計の見直しにかかる調査の状況等について（資料2-1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース判定フローチャート（案）の個別案件のリース判定の要件の「（4）リース期間が経済的耐用年数の概ね75%以上である」が「NO」の場合には、新たに「リース料総額が、リース物件の見積購入価額の概ね90%以上である」という要件を追加して判定する。その要件が「YES」の場合は、ファイナンス・リース取引とし、「NO」の場合は、ファイナンス・リース取引に該当しないものとして、運用する。</li> </ul>
<p>説明等資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事次第</li> <li>・資料1 過年度修正損益の対応について（案）</li> <li>・資料2-1 リース判定フローチャート（案）</li> <li>・資料2-2 リース資産に係る賃貸物件の種類別 件数・金額</li> <li>・資料2-3 大阪府公有財産台帳等処理要領改正（案）</li> <li>・資料2-4 リース取引の計上にかかる運用の見直しについて（案）（第36回アドバイザー会議資料）</li> </ul>
<p>関係部局 （室課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産活用課</li> </ul>